

輸液セット等及び輸液ポンプの滴数 20 滴/mL への切換え移行期間について

平成 21 年 4 月 1 日以降は滴数が 20 滴/mL 及び 60 滴/mL 以外の輸液セット及び輸血セットの販売はできません(平成 17 年 3 月 25 日厚生労働省告示第 112 号)。また、輸液ポンプも 20 滴及び 60 滴以外の滴数のセットの使用はできなくなります。

日本医療器材工業会では厚生労働省と協議し、移行期間（20 滴への切換えを行う期間）を以下のとおり定めました。

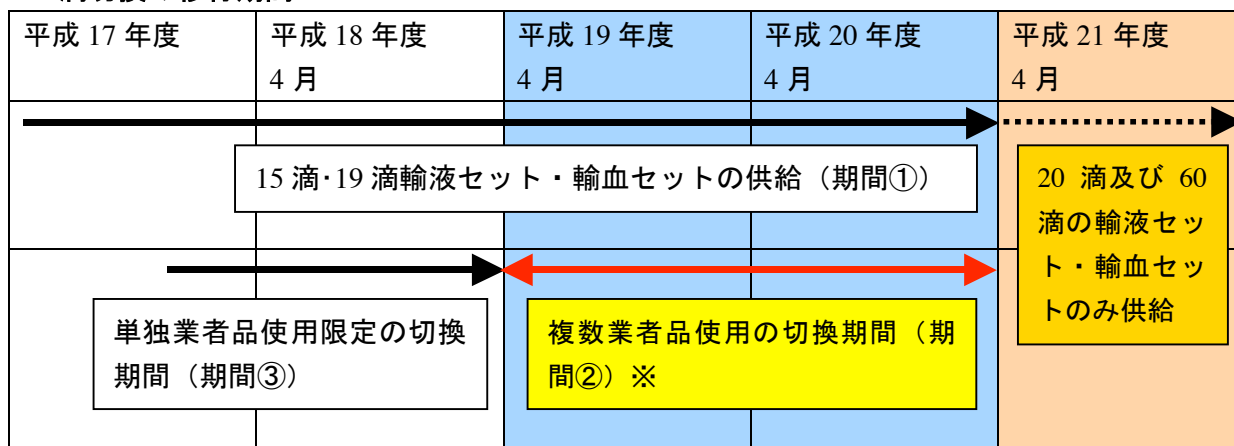
1. 対象の医療機器

- 輸液セット及び輸血セット
- 滴下制御式の輸液ポンプ

2. 移行期間

- 1) 平成 21 年 4 月 1 日以降は、15 滴及び 19 滴の輸液セット等並びに 15 滴及び 19 滴が使用可能な輸液ポンプの販売はできなくなります（期間①）。
- 2) そのため、医療機関において複数の製造販売業者の輸液セット等及び輸液ポンプを使用している場合には、平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に 20 滴が使用出来るように当該製造販売業者等と相談し、対応の程お願いいたします（期間②）。
- 3) また、医療機関において輸液セット等及び輸液ポンプが一つの製造販売業者の製品を使用している場合には、上記の期間（期間②）に加え平成 19 年 4 月以前においても移行は可能でございます（期間③）。

20 滴切換の移行期間



※単独業者使用の場合も平成 19 年度及び 20 年度（期間②）での切換えは対応可能です。

以上